

第1回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 次 第

平成23年6月27日(月)

午前10時00分

佐久市役所 8階大会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 委員長・副委員長の選出について

6 議 題

(1) 専門部会の設置について

(2) 水資源に関わる説明について

- ・地下水等水資源の現状について
- ・佐久市自然環境保全条例等について

(3) 長野県水環境保全条例等について

(4) 水道事業者の水源、給水地域、配水池等の現状の報告について

(5) 各委員からの意見等について

(6) その他

7 閉 会

佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市における地下水等水資源の保全に係る方針及び方策に関する研究及び検討を行うため、佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、地下水等水資源の保全に係る方針及び方策に関する研究及び検討を行い、その成果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 民間諸団体の代表者又は職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項を調査するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会委員名簿

	選出区分	氏名等	役職等	備考
1	学識経験者	中屋 眞司 ナカヤ シンジ	信州大学工学部 土木工学科教授	委員長
2	学識経験者	竹下 欣宏 タケシタ ヨシヒロ	信州大学教育学部 理数科学教育助教	
3	学識経験者	室賀 俊樹 ムロガ トシキ	室賀法律事務所 弁護士	
4	関係団体等代表者	小松 守男 コマツ モリオ	佐久浅間農業協同組合 代表理事副組合長	
5	関係団体等代表者	阿部 眞一 アベ シンイチ	佐久商工会議所副会頭	
6	公募委員	浅沼 信治 アサヌマ シンジ		
7	公募委員	森井泉 忠雄 モリスミ タクオ		
8	行政関係者	須田 竹彦 スダ タケヒコ	佐久水道企業団局長	
9	行政関係者	茂木 正文 モトキ マサフミ	浅麓水道企業団局長	
10	行政関係者	宮下 克彦 ミヤノカ カツヒコ	長野県佐久地方事務所 環境課長	
11	行政関係者	小池 茂見 コイケ シゲミ	副市長	副委員長
12	行政関係者	金澤 英人 カナザワ ヒデト	建設部長	

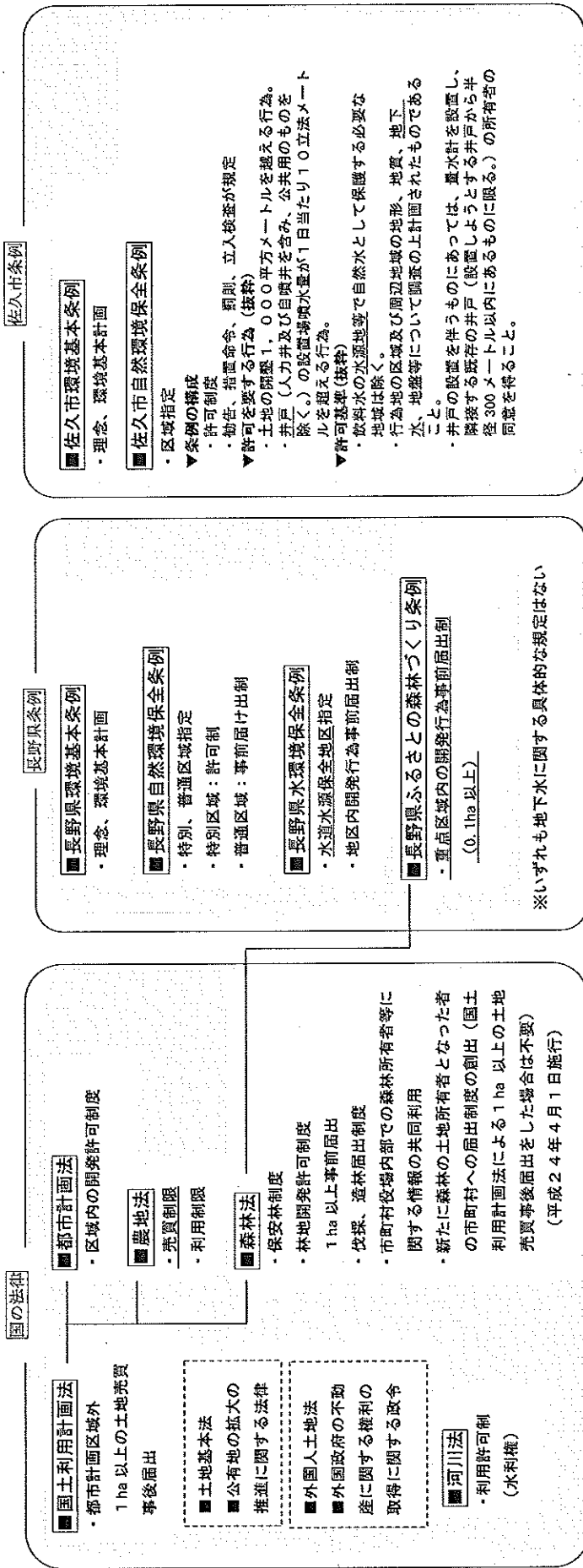
佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会専門部会

氏名		役職等	備考
青山 繁晴	アヤマ シゲハル	株式会社 独立総合研究所 代表取締役社長・兼・首席研究員	
中屋 眞司	ナカヤ シンジ	信州大学工学部 土木工学科教授	
室賀 俊樹	ムロカ トシキ	室賀法律事務所 弁護士	
須田 竹彦	スダ タケヒコ	佐久水道企業団局長	

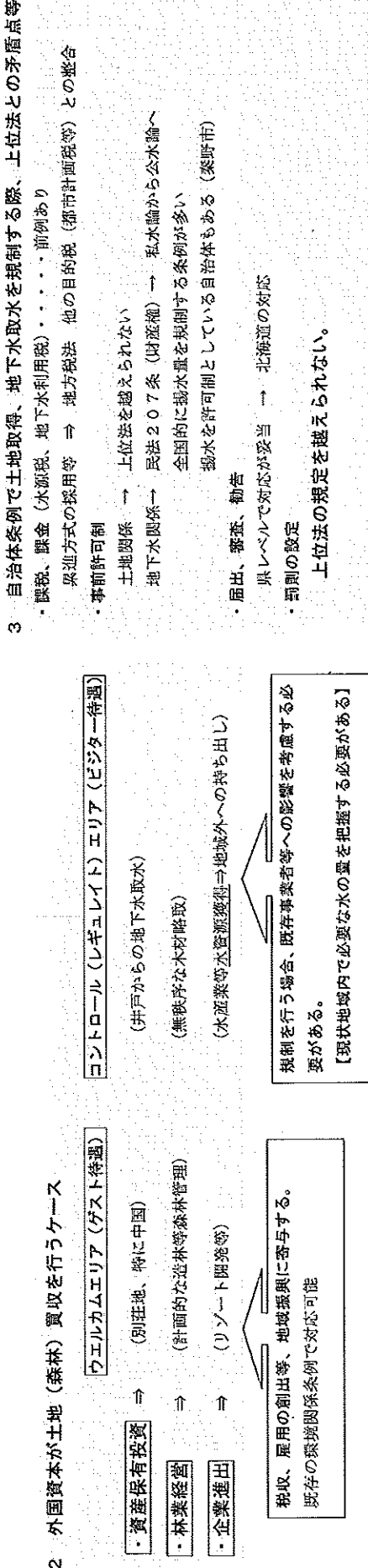
【外国資本等による日本の土地（森林）買収から佐久市の地下水等水資源を守るための課題について】

ここ数年外国資本等による森林買収の動きが問題視され、様々な買収目的がとりざたされる中で、その一つに地下水や湧水といった水資源の獲得が挙げられている。佐久市民はもとより佐久地域の「宝物」ともいえる地下水や湧水を様々な脅威から守るために、地下水等水資源の保全に向けた方針及び方策の策定に取り組む。

1 日本の土地制度、水資源を取り巻く法制度の状況（国法律、長野県条例、佐久市条例等）



【地下水】 国：「地下水の利用の規制に関する緊急措置法」（案）の動き 長野県：水涵林地下水等保全対策部会 ※全国的に自治体条例で規制している



▼地下水等水資源保全対策の方針・方策策定に係る

佐久市議会「水資源等環境研究会」と「佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会」の連携について

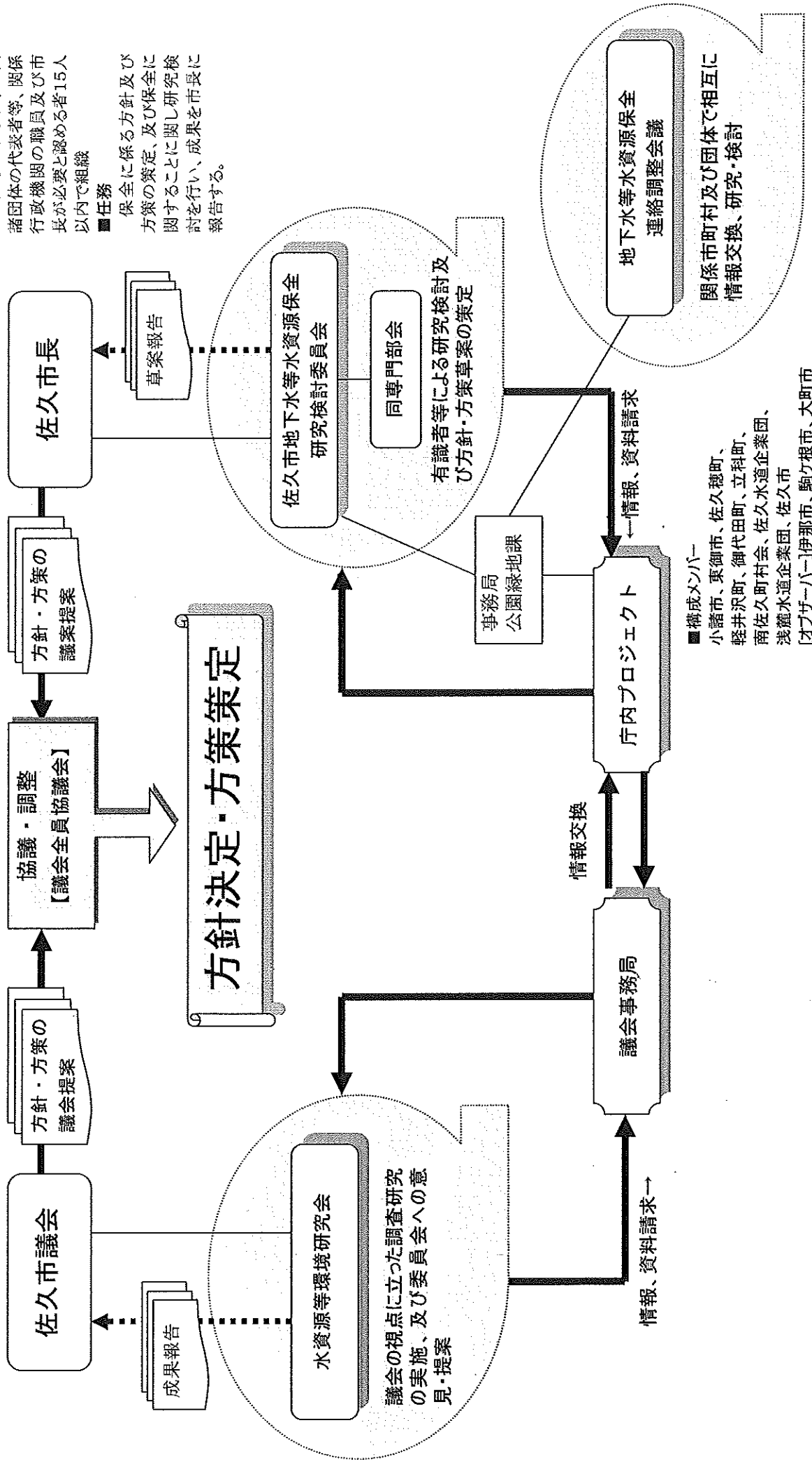
【研究検討委員会】

■組織

識見を有する者、民間諸団体の代表者等、関係行政機関の職員及び市長が必要と認める者15人以上で組織

■任務

保全に係る方針及び方策の策定、及び保全に關することに関し研究検討を行い、成果を市長に報告する。



○テーマ1 【問題提起】

■水資源を取り巻く現状

- ・世界的な水の危機（特に中国の現状）
 - ※中国の水事情及び経済力による脅威の一般的論調等
- ・近年の外国資本による水資源を狙ったとも考えられる森林買収の動き
 - ※林野庁の調査結果（2011.5.11公表）
- ・東京財団による政策提言（日本の水源林が狙われている）
 - ・佐久地域の水資源を取り巻く現状

■地下水等保全に向けての市の考え方

- ※この問題を喫緊の課題として早急に対策を講ずる理由等
 - ・市民理解・意識高揚への取り組み⇒広報掲載・シンポジウムの開催
 - ・具体的な保全施策の検討

○テーマ2 【法律等の状況】

■日本の水資源に関する法制度と地下水保全に対する限界

- ・水資源を蓄える（かん養）水源林等森林保全に関する法律等
 - ※森林法、森林整備計画
- ・河川法による水資源の保全（水利権）
- ・外国人（資本）による日本の土地取得に関する法律
 - ▽地下水に関する規制法の状況
 - ・日本の土地規制（所有権、売買）に関する問題点
 - ・民法207条（財産権）に基づく「私水論」
 - ・1960年代高度成長における地盤沈下対策
 - ※地域を限定した地下水取水制限

■国における森林買収規制、地下水保全に関する動き

- ・森林法の一部改正案、地下水利用規制に関する緊急措置法案（自民党）
- ・水循環基本法制定への動き（超党派による研究）
 - ※流れは「私水論」（民法財産権）から「公水論」へ

○テーマ3 【保全に向けた具体的な研究検討課題及び取り組み】

■地方自治体における地下水保全対策の状況と限界

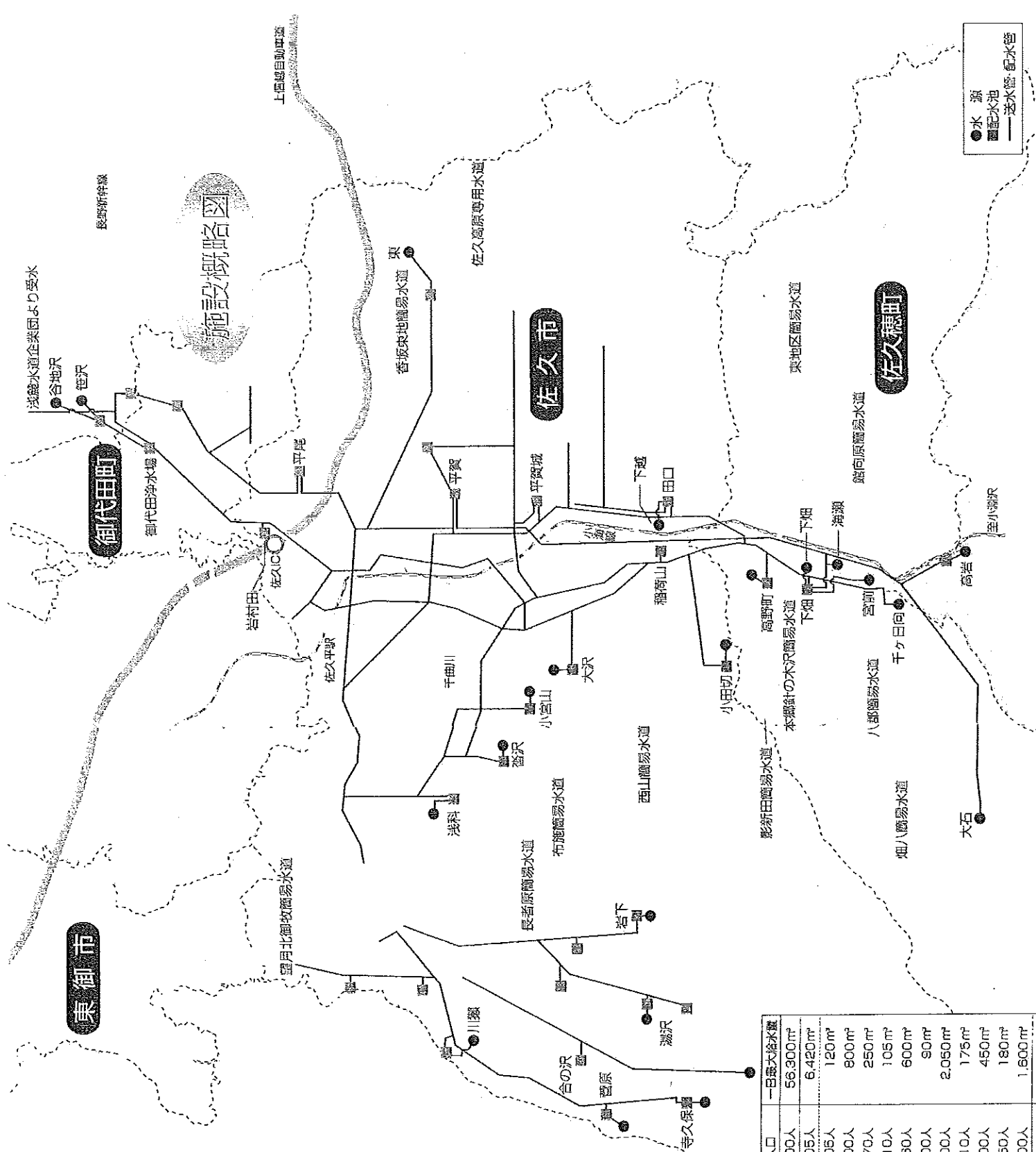
- ・1960年代高度成長期における地盤沈下対策によるもの（前述のとおり）
- ・地下水利用規制を条例化している自治体（近隣市町村等）
- ・新たに動きを始めた自治体（北海道、安曇野市の例）
- ・佐久市における現状
 - ※条例等による土地・地下水規制の状況
 - （佐久市環境基本条例、佐久市自然環境保全条例）

■佐久市における地下水等水資源保全の必要性及び保全方法と課題
▽研究検討課題等

- ・水に対する不安を持たない市民感情
 - （意識の希薄さ、気運を高める必要性、水資源保全への市民理解）
 - ※広報による市民への情報提供（2月号から6月号まで実施済）
 - ※シンポジウムの開催（H23年7月30日開催予定）
- ・規制条例の制定
 - （地下水の地域外流出を防ぎ、安定した水資源を将来にわたり引き継いでいくことを目的とした地下水等水資源保全に関する条例の制定）
- ・地域振興への配慮
 - （地下水等に関する規制の検討に併せて、水環境意識の高い優良企業の積極的な市内進出を促進する要素を加味して地域振興施策を融合させる）
 - ・現在の地下水を使用（利用）している市民等（酒蔵、企業）への配慮
 - （既得権への配慮）
 - ・現実に地下水等に問題の無い状態での規制（予防的措置）の必要性
 - ・国法等既存法令との兼ね合い（既存財産権への規制の範囲及び可否）
 - （地下水に対する私水論から公水論への意識改革）

給水施設図

施設概略図



● 水源
 □ 配水池
 — 送水管
 - - 配水管

事業名	区分	給水人口	一日最大給水量
水道事業	業	114,000人	56,300m ³
簡易水道事業	業	16,505人	6,420m ³
(1)香坂中央地帯簡易水道		305人	120m ³
(2)西山簡易水道		3,200人	800m ³
(3)畑八郷簡易水道		570人	250m ³
(4)八郷簡易水道		410人	105m ³
(5)布施簡易水道		1,260人	600m ³
(6)長者原簡易水道		300人	90m ³
(7)望月北御牧簡易水道		4,700人	2,050m ³
(8)鹿向原簡易水道		810人	175m ³
(9)本郷針の木沢簡易水道		1,000人	450m ³
(10)影新田簡易水道		150人	180m ³
(11)東地区簡易水道		4,900人	1,500m ³
合	計	130,505人	62,720m ³